

新型コロナウイルス感染症・入院見舞金の請求方法について

(行事傷害補償/疾病入院見舞金・職員災害補償/入院見舞金共通。以下、入院見舞金と表示します。)

厚生労働省の令和4年9月7日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」により、入院見舞金における「入院とみなす期間」を変更したため、ご請求方法とともにお知らせいたします。

1. 自宅療養・宿泊療養で療養期間が10日以内の場合

- (1) 自宅療養・宿泊療養期間(行動制限期間)を入院とみなし、入院見舞金をお支払いします。
My HER-SYS療養証明書または下記(3)の書類を添付してご請求ください。(コピー)
- (2) この場合、入院見舞金のお支払い日数(入院とみなす日数)は次のとおりになります。
(いずれも期間を固定した定額払い)
 - ① 症状がある場合
 - ア. 自宅療養・宿泊療養が令和4年9月6日までに終了した場合
・・・10日
 - イ. 自宅療養・宿泊療養の開始日(発症日もしくは検体採取日)が令和4年9月7日以降の場合、または令和4年9月7日現在で自宅療養・宿泊療養中の場合
・・・7日
(注)7日を超えて療養した場合はエコー総合補償サービス(株)宛にご連絡ください。
 - ② 無症状の場合
 - ア. 自宅療養・宿泊療養が令和4年9月6日までに終了した場合
・・・7日
 - イ. 自宅療養・宿泊療養の開始日(検体採取日)が令和4年9月7日以降の場合、または令和4年9月7日現在自宅療養・宿泊療養中の場合
・・・7日
(注)療養5日目の検査で陰性が確認され、療養が短縮された場合は5日となります。

※ いずれもご加入タイプ別入院日額×日数(10日、7日または5日)になります。

- (3) My HER-SYS療養証明書が入手できない場合の取り扱い
 - ① 医療機関・保健所のひっ迫緩和のために発生届を限定した都道府県で、自治体の健康観察フォローアップセンター(名称は自治体によって異なります。)から独自の療養証明書が発行される場合は、その療養証明書を添付してください。(コピー)
 - ② その他の事情でMy HER-SYS療養証明書や上記①の療養証明書を添付できない場合は、次の書類を添付してください。(コピー)

- ア. 医療機関で実施したPCR検査または抗原検査の結果がわかるもの
- イ. PCR検査や抗原検査を実施する検査センター（医療機関以外でも可）の検査結果（市販の検査キットは除く。）
- ウ. 医療機関の診療明細書〔医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」（外来診療・診療報酬上臨時的取扱を含む）が記載されたもの〕
- エ. コロナ治療薬が記載された処方箋・服用説明書
- オ. 自治体の新型コロナウイルス健康観察フォローアップセンター（自治体により名称は異なる。）の受付結果（LINE・SMS・メール等）
- カ. 保健所と陽性者がやり取りしたメール等の写し

2. 入院の場合、または自宅療養・宿泊療養期間が10日を超える場合

- (1) 医療機関発行の入院を証する書類、または自治体や保健所が発行する療養証明書を添付してご請求ください。（コピー）
- (2) この場合、入院見舞金お支払い日数は次のとおりになります。
 - ① 入院された場合は、実入院日数
 - ② 自宅療養・宿泊療養の場合は、療養証明書に記載された療養期間（感染症法上の行動制限期間）
※療養期間は、発症日の翌日を療養1日目として日数を数えるのでご注意ください。
 - ③ 自宅療養、宿泊療養、入院が混在する場合は、それを通算します。

3. 入院見舞金のお支払い限度額

「実入院」、「みなし入院」を問わず、通常の入院見舞金と同じ取り扱いで、1補償年度あたり10万円が限度額となります。

- (1) 行事傷害補償・・・ 1回の入院（療養）ごとに10万円が上限。同一人物は1回の入院が上限となります。
- (2) 職員災害補償・・・ 加入職員ごとに1補償年度で10万円が上限。

なお、行事傷害補償では、補償対象者が公民館行事参加中、公民館利用中などに新型コロナウイルス感染症の諸症状を発症し、その場から直接医療機関に搬送されて入院または死亡された場合が見舞金制度の支払い対象になります。しかし、搬送先の医療機関がコロナ患者数のひっ迫により受け入れられず、やむなく健康観察を伴う自宅療養・宿泊療養になった場合には公民館長のご報告をもとに個別に対応します。

4. お問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症入院見舞金のご請求手続きやお支払い方法についてご不明の点がある場合は、【エコー総合補償サービス TEL03-5209-6620/（通話料無料）0120-226-916】までご照会ください。

以上